

## 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正の方針について

令和 5 年 10 月 13 日  
国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所

### 1. 補正の方針の内容

令和5年3月13日付け令04原機(サ保)138をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質使用変更許可申請書の記述について、面談での指摘等を踏まえ、一部補正する方針である。  
詳細については、添付の別紙及び新旧対照表に示す。

## 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

## 1. 補正の内容

令和5年3月13日付け令04原機(サ保)138をもって申請した核燃料物質使用変更許可申請書を次のとおり一部補正する。

対象	補正前	補正後
別紙	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の場所 (省略)</p> <p>3. 変更の内容 既に許可を受けた核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用について、次のとおり変更する。 なお、詳細は別添1から別添15に示す。</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編 (1) <u>現状との整合、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p> <p>2) プルトニウム廃棄物処理開発施設 (1) 使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、安全管理設備のうち、放射線管理設備のうち、<math>\alpha</math>線用空気モニタの個数を変更するとともに、図7-15から図7-17における<math>\alpha</math>線用空気モニタ検出端の配置を変更する。</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>3. 変更の内容 既に許可を受けた核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用について、次のとおり変更する。 なお、詳細は別添1から別添15に示す。</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編 (1) <u>SI単位への表記に記載を変更する。</u> (2) <u>技術者の数を更新する。</u> (3) <u>既に保安規定変更認可(令和5年2月6日付け原規規発第2302069号)を受けて規定済みのプルトニウム燃料技術開発センター組織変更の内容と整合を図る。</u></p> <p>2) プルトニウム廃棄物処理開発施設 (1) 使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、安全管理設備のうち、放射線管理設備のうち、<math>\alpha</math>線用空気モニタの個数を変更するとともに、図7-15から図7-17における<math>\alpha</math>線用空気モニタ検出端の配置を変更する。</p>

対象	補正前	補正後
	<p>3) A棟</p> <p>(1) <u>誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p>3) A棟</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>既に「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「使用許可基準規則」という。)の要求事項を満足しているが、標識の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、A棟の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>② <u>貯蔵施設の位置、構造及び設備のうち、貯蔵施設の構造のうち、ウラン貯蔵室の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>③ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の構造のうち、第二機械室の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>④ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排気処理装置及び排気口の仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑤ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、液体廃棄施設のうち、液体廃棄施設の構造のうち、A棟廃水受槽、送水ピット及び廃棄物保管室2の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑥ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備の</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>4) B棟</p> <p>(1) <u>誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>うち、固体廃棄施設のうち、固体廃棄施設の構造のうち、A棟の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑦ <u>添付書類1のうち、貯蔵施設に対する適合性に関する説明のうち、貯蔵施設の表示について明確化を行う。</u></p> <p>⑧ <u>添付書類1のうち、廃棄施設に対する適合性に関する説明のうち、標識について明確化を行う。</u></p> <p>(3) <u>SI単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(4) <u>添付書類1のうち、閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(5) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(6) <u>使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、添付書類における規則章題変更を行う。</u></p> <p>(7) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを行う。</u></p> <p>4) B棟</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更す</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p>る。</p> <p>(2) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、標識等の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、B棟の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>② <u>貯蔵施設の位置、構造及び設備のうち、貯蔵施設の構造のうち、貯蔵室の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>③ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の構造のうち、排気室1、排気室2、機械室及び排気筒の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>④ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排気筒及び排気装置の仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑤ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、液体廃棄施設のうち、液体廃棄施設の構造のうち、B棟第一排水受槽、B棟第二排水受槽及び廃棄物保管室1の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑥ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、固体廃棄施設のうち、固体廃棄施設の構造のうち、B棟の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑦ <u>添付書類1のうち、貯蔵施設に対</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>5) ウラン廃棄物処理施設</p> <p>(1) 令和2年10月15日付け原規規発第2010158号で許可を受けた燃料製造機器試験室の管理区域解除が、令和4年3月28日付けで完了したため、以下の変更を行う。</p> <p>① 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。</p> <p>② 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。</p> <p>③ 廃棄施設の位置、構造及び設備の</p>	<p><u>する適合性に関する説明のうち、貯蔵施設の施錠及び表示について明確化を行う。</u></p> <p>⑧ <u>添付書類1のうち、廃棄施設に対する適合性に関する説明のうち、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑨ <u>添付書類1のうち、監視設備に対する適合性に関する説明のうち、施設の周辺環境管理について記載を見直す。</u></p> <p><u>(3) S I 単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p><u>(4) 許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p><u>(5) 使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p><u>(6) 誤記修正並びに表記及び表現の見直しを行う。</u></p> <p>5) ウラン廃棄物処理施設</p> <p>(1) 令和2年10月15日付け原規規発第2010158号で許可を受けた燃料製造機器試験室の管理区域解除が、令和4年3月28日付けで完了したため、以下の変更を行う。</p> <p>① 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。</p> <p>② 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。</p> <p>③ 廃棄施設の位置、構造及び設備の</p>

対象	補正前	補正後
	<p>うち、焼却施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。</p> <p>(2) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p>うち、焼却施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。</p> <p>(2) <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、気体廃棄施設の設備うち、排気モニタの警報の仕様における警報設定の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴条件を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(3) <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、<math>\alpha</math>線用空気モニタについて、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、個数及び仕様について記載するとともに、本文図面のうち、図2)-1において、<math>\alpha</math>線用空気モニタの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(4) <u>本文図面のうち、図2)-4において、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(5) <u>本文図面のうち、図2)-6において、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p>① <u>詰替室系送風機のバイパスラインを明確化する。</u></p> <p>② <u>詰替室への給気ラインを明確化する。</u></p> <p>③ <u>放射線管理室への給気ラインの系統表記を適正化する。</u></p> <p>(6) <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、焼却施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排気サンプラについて、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、個数及び仕様について明確化するとともに、本文図面のうち、図3)-2において、排気サンプラの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(7) <u>本文図面のうち、図3)-3において、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、炉内負圧調整ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(8) <u>本文図面のうち、図3)-4において、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、ドレン水処理ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(9) <u>使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、添付書類における検査名称の変更を行う。</u></p> <p>(10) <u>添付書類1のうち、汚染を検査するための設備に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備</u></p>



対象	補正前	補正後
	<p>6) J棟</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p>について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、<u>退出モニタを用いる場合もあるため、退出モニタを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(11) <u>添付書類1のうち、監視設備に対する適合性に関する説明のうち、放射線管理機器について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、放射線管理機器について、以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>焼却施設において、排気中の測定に使用する排気サンプラを用いることを明確化する。</u></p> <p>② <u>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設において、<math>\alpha</math>線用空気モニタによる空気中の放射性物質濃度の監視を明確化する。</u></p> <p>③ <u>周辺環境の空間線量率を監視するためのモニタリングを明確化する。</u></p> <p>6) J棟</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、排気モニタの警報の仕様における警報設定の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴条件を適正化する。なお、本</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p>変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図 7-3-1 における主要機器の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、添付書類 1 図面のうち、図 24-1 における排気モニタの設置場所の記載に合わせて、排気モニタの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(4) <u>本文図面のうち、図 7-1-1、図 7-3-1、図 9-1-1、図 9-1-3、図 9-2-1、図 9-2-3、図 9-3-1、図 9-3-2 及び添付書類 1 図面のうち、図 2-1、図 24-1 における第二保管室の階段の記載について、階段の位置を見直す。</u></p> <p>(5) <u>本文図面のうち、図 7-1-1、図 7-3-1、図 9-1-1、図 9-1-3、図 9-2-1、図 9-2-3、図 9-3-1、図 9-3-2 及び添付書類 1 図面のうち、図 2-1、図 24-1 における扉に係る記載について、扉の有無及び位置を見直す。</u></p> <p>(6) <u>本文図面のうち、図 9-1-5 における給気装置のクーラとヒータの記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、給気装置のクーラとヒータの記載順について適正化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(7) <u>添付書類 1 のうち、閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>7) L棟</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p>足しているが、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>(8) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(9) <u>添付書類1のうち、監視設備のうち、管理区域内のモニタリングのうち、作業環境の空間線量率の測定方法をTLDから積算線量計に変更する。</u></p> <p>(10) <u>誤記修正及び表現の見直しを行う。</u></p> <p>7) L棟</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、排気モニタの警報の仕様における警報設定の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴条件を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(3) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、標識の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>廃棄施設の位置、構造及び設備の</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p><u>うち、気体廃棄施設の構造のうち、L棟の排気機械室の設計仕様として、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>② <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排風機及び排気筒の仕様として、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>③ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、固体廃棄施設の構造のうち、L棟の試験室(1)、試験室(2)及び試験室(3)の設計仕様として、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>④ <u>添付書類1のうち、廃棄施設に対する適合性に関する説明のうち、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>(4) <u>本文図面のうち、図9-1-3における分析室と第3給気装置間のダンパの記載について、モータダンパから手動ダンパにダンパ種の適正化を行う。なお、当該ダンパは、分析室の作業環境を維持するための空調を行う機器である第3給気装置の循環ライン上に設けられた風量を調節するためのダンパであり、使用許可基準規則に係る適合性を要求される設備ではない。また、本変更は設計変更及び工事を伴うものではない。</u></p> <p>(5) <u>添付書類1のうち、閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>8) M棟</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p>(6) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(7) <u>使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(8) <u>表記の見直しを行う。</u></p> <p>8) M棟</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設の設備うち、排気モニタの警報の仕様における警報設定の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴条件を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図9-1-2において、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの設置位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(4) <u>本文図面のうち、図9-1-2、図9-1-3、添付書類1のうち、図2-1及び図24-1において、工程室に設置する階段の有無を見直す。</u></p> <p>(5) <u>本文図面のうち、図9-2-1において、既に使用許可基準規則の要求事項を満</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>足しているが、廃水の循環ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(6) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(7) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、添付書類1のうち、監視設備に対する適合性に関する説明のうち、野外管理について記載を見直す。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、標識等の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設の構造のうち、東海事業所第2ウラン貯蔵庫の排気機械室の設計仕様として、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>② <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排風機及び排気筒の仕様として、標</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p><u>識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p><u>③ 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、固体廃棄施設の構造のうち、東海事業所第2ウラン貯蔵庫の貯蔵室(2)の設計仕様として、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p><u>④ 添付書類1のうち、廃棄施設に対する適合性に関する説明のうち、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p><u>⑤ 添付書類1のうち、監視設備に対する適合性に関する説明のうち、野外管理について記載を見直す。</u></p> <p><u>(3) 本文図面のうち、図9-1-3におけるフィルタの記載について、高性能エアフィルタのみで使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、環境影響評価に寄与しないプレフィルタの記載を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p><u>(4) 添付書類1のうち、閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p><u>(5) 許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p><u>(6) 使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>10) 高レベル放射性物質研究施設</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>1日施行)に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(7) <u>工業標準化法(令和元年7月1日施行)の改正に伴い、規格名称を日本工業規格から日本産業規格に変更する。</u></p> <p>(8) <u>添付書類1のうち、監視設備のうち、管理区域内のモニタリングのうち、作業環境の空間線量率の測定方法を TLD から積算線量計に変更する。</u></p> <p>(9) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを行う。</u></p> <p>10) 高レベル放射性物質研究施設</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>本文図面のうち、図9-1-4について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、一部のダンパ、弁を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図9-2-3並びに添付書類1のうち、廃棄施設に対する適合性に関する記載及び図面のうち、図22.1について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、極低レベル廃液貯槽(2)に一時貯留した廃液について、基準値以上の廃液を蒸発缶に移送する際に低レベル廃液貯槽を経由する経路に適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(4) <u>添付書類1のうち、閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における</u></p>



対象	補正前	補正後
	<p>11) 応用試験棟</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(5) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、放射線管理設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、<math>\gamma</math>線用エリアモニタ及び中性子線用エリアモニタの個数及び仕様について明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(6) <u>誤記修正を行う。</u></p> <p>11) 応用試験棟</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>工学試験室における使用施設の設備に係る以下の変更を行う。なお、使用許可基準規則に適合性を要求される設備ではないため、変更後も安全上に影響はない。また、本変更は設計変更及び工事を伴うものではない。</u></p> <p>① <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、工学試験室のフード2基を削除するとともに、図7-3-1における当該フードを削除する。</u></p> <p>② <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、連続</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p><u>溶解試験設備の記載を削除する。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図 9-1-2 における排気系統について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、平成 21 年 2 月 13 日付け 20 諸文科科第 3362 号の許可において、誤って削除した排気系統を記載する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(4) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、放射線管理設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの仕様について明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(5) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、標識等の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、応用試験棟の設計仕様として、標識について記載する。</u></p> <p>② <u>貯蔵施設の位置、構造及び設備のうち、貯蔵施設の構造のうち、ウラン貯蔵室の設計仕様として、標識について記載する。</u></p> <p>③ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の構造のうち、排気室の設計仕様として、標識について記載する。</u></p> <p>④ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備の</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p><u>うち、<u>気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排気筒及び排気装置の仕様として、標識について記載する。</u></u></p> <p>⑤ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、<u>液体廃棄施設のうち、液体廃棄施設の構造のうち、廃液処理室の設計仕様として、標識について記載する。</u></u></p> <p>⑥ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、<u>液体廃棄施設のうち、液体廃棄施設の設備のうち、廃水処理設備及び排水受槽の仕様として、標識について記載する。</u></u></p> <p>⑦ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、<u>固体廃棄施設のうち、固体廃棄施設の構造のうち、応用試験棟の設計仕様として、標識について記載する。</u></u></p> <p>⑧ <u>添付書類1のうち、<u>貯蔵施設に対する適合性に関する説明のうち、貯蔵施設の容量及び表示について記載する。</u></u></p> <p>⑨ <u>添付書類1のうち、<u>廃棄施設に対する適合性に関する説明のうち、標識について記載する。</u></u></p> <p>(6) <u>SI単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(7) <u>添付書類1のうち、<u>閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></u></p> <p>(8) <u>使用施設の位置、構造及び設備の基</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>12) 洗濯場</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>準に関する規則の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(9) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和 4 年 12 月 20 日付け原規規発第 2212203 号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(10) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを行う。</u></p> <p>12) 洗濯場</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、放射線管理設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気サンプラの仕様について明確化するとともに、本文図面のうち、図 7-1-2 において、現物と整合するよう排気サンプラの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(3) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、標識等の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設の構造のうち、排気室の設計仕様として、標識について明確化する。</u></p> <p>② <u>廃棄施設の位置、構造及び設備の</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>13) 安全管理棟</p> <p>(1) <u>法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>うち、気体廃棄施設の設備のうち、排風機及び排気筒の仕様として、標識について明確化する。</u></p> <p>③ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、液体廃棄施設の構造のうち、排水受槽の設計仕様として、標識について明確化する。</u></p> <p>④ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、液体廃棄施設の設備のうち、排水受槽の仕様として、標識について明確化する。</u></p> <p>⑤ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、固体廃棄施設の構造のうち、廃棄物保管室の設計仕様として、標識について明確化する。</u></p> <p>⑥ <u>添付書類1のうち、廃棄施設に対する適合性に関する説明のうち、標識の設置について明確化する。</u></p> <p>(4) <u>S I 単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(5) <u>使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(6) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(7) <u>表記の見直しを行う。</u></p> <p>13) 安全管理棟</p> <p>(1) <u>S I 単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(2) <u>茨城港常陸那珂港区の整備に伴い施設と海岸の距離を変更する。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図7-1-1及び図9-3-1における扉に係る記載について、扉の有無及び開閉方向を見直す。</u></p> <p>(4) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>14) 計測機器校正室</p> <p>(1) <u>法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。</u></p> <p>15) 放射線保健室</p> <p>(1) <u>法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(6) <u>表記の見直しを行う。</u></p> <p>14) 計測機器校正室</p> <p>(1) <u>S I 単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(2) <u>茨城港常陸那珂港区の整備に伴い施設と海岸の距離を変更する。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図7-1における扉に係る記載について、扉の開閉方向を見直す。</u></p> <p>(4) <u>本文図面のうち、図7-3におけるピット(A)の高さ寸法及び矢印の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、ピット(A)の高さ寸法及び矢印の記載の適正化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(6) <u>表記の見直しを行う。</u></p> <p>15) 放射線保健室</p> <p>(1) <u>S I 単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(2) <u>茨城港常陸那珂港区の整備に伴い施設と海岸の距離を変更する。</u></p> <p>(3) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(4) <u>表記の見直しを行う。</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>4. 変更の理由</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編</p> <p>(1) <u>現状との整合、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p> <p>2) プルトニウム廃棄物処理開発施設</p> <p>(1) 空気汚染の可能性が低く、定置式の<math>\alpha</math>線用空気モニタによる連続的な空气中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境の<math>\alpha</math>線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。</p> <p>3) A棟</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p>4. 変更の理由</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編</p> <p>(1) <u>SI単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(2) <u>技術者の数の更新に伴い、記載を見直すため。</u></p> <p>(3) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和5年2月6日付け原規規発第2302069号）を受けて規定済みのプルトニウム燃料技術開発センター組織変更の内容と整合を図るため。</u></p> <p>2) プルトニウム廃棄物処理開発施設</p> <p>(1) 空気汚染の可能性が低く、定置式の<math>\alpha</math>線用空気モニタによる連続的な空气中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境の<math>\alpha</math>線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。</p> <p><u>なお、配置を見直した<math>\alpha</math>線用空気モニタは、固定ボルトを外し、壁面から取り外すのみであり、工事を伴わない。取り外した<math>\alpha</math>線用空気モニタは保守のための交換部品として利用するため、放射性廃棄物は発生しない。</u></p> <p>3) A棟</p> <p>(1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p>(2) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）の要求事項を明確にするため。</u></p> <p>(3) <u>SI単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(4) <u>汚染を検査する設備についてサーベイメータを追加した明確化を図るため。</u></p> <p>(5) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>4) B棟</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p> <p>5) ウラン廃棄物処理施設</p> <p>(1) 燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p> <p>(2) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p><u>原規規発第 2212203 号) を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u></p> <p>(6) <u>使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行) のため。</u></p> <p>(7) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを図るため。</u></p> <p>4) B棟</p> <p>(1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p>(2) <u>使用許可基準規則の改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行) の要求事項を明確にするため。</u></p> <p>(3) <u>S I 単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(4) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可 (令和 4 年 12 月 20 日付け原規規発第 2212203 号) を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u></p> <p>(5) <u>使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行) のため。</u></p> <p>(6) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを図るため。</u></p> <p>5) ウラン廃棄物処理施設</p> <p>(1) 燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p> <p>(2) <u>排気モニタの警報吹鳴条件の適正化を図るため。</u></p> <p>(3) <u><math>\alpha</math>線用空気モニタの個数、仕様及び位置の明確化を図るため。</u></p> <p>(4) <u>排気モニタの位置の明確化を図るため。</u></p> <p>(5) <u>詰替室系送風機のバイパスライン及</u></p>



対象	補正前	補正後
	<p>6) J棟</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p><u>び詰替室への給気ラインの明確化並びに放射線管理室への給気ラインの系統表記の適正化を図るため。</u></p> <p>(6) <u>排気サンプラの個数、仕様及び位置の明確化を図るため。</u></p> <p>(7) <u>炉内負圧調整ラインの明確化を図るため。</u></p> <p>(8) <u>ドレン水処理ラインの明確化を図るため。</u></p> <p>(9) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)のため。</u></p> <p>(10) <u>汚染を検査する設備について退出モニタを追加した明確化を図るため。</u></p> <p>(11) <u>排気サンプラを用いること、<math>\alpha</math>線用空気モニタによる空気中の放射性物質濃度の監視及び周辺環境の空間線量率を監視するためのモニタリングの明確化を図るため。</u></p> <p>6) J棟</p> <p>(1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p>(2) <u>排気モニタの警報吹鳴条件の適正化を図るため。</u></p> <p>(3) <u>排気モニタの位置の明確化を図るため。</u></p> <p>(4) <u>第二保管室の階段の位置の見直しを図るため。</u></p> <p>(5) <u>扉の有無及び位置の見直しを図るため。</u></p> <p>(6) <u>給気装置のクーラとヒータの記載順について適正化を図るため。</u></p> <p>(7) <u>汚染を検査する設備についてサーベイメータを追加した明確化を図るため。</u></p> <p>(8) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>7) L棟  (1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p> <p>8) M棟  (1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p><u>済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u></p> <p><u>(9) TLDの生産終了に伴い、TLDに係る記載を線量計の種類を特定しない記載へ変更するため。</u></p> <p><u>(10) 誤記修正及び表現の見直しを図るため。</u></p> <p>7) L棟</p> <p><u>(1) 耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p><u>(2) 排気モニタの警報吹鳴条件の適正化を図るため。</u></p> <p><u>(3) 使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）の要求事項を明確にするため。</u></p> <p><u>(4) 使用しているダンパ種の適正化を図るため。</u></p> <p><u>(5) 汚染を検査する設備についてサーベイメータを追加した明確化を図るため。</u></p> <p><u>(6) 許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u></p> <p><u>(7) 使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行）のため。</u></p> <p><u>(8) 表記の見直しを図るため。</u></p> <p>8) M棟</p> <p><u>(1) 耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p><u>(2) 排気モニタの警報吹鳴条件の適正化を図るため。</u></p> <p><u>(3) 排気モニタの設置位置の明確化を図るため。</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p>(4) <u>階段の有無の見直しを図るため。</u></p> <p>(5) <u>廃水の循環ラインの明確化を図るため。</u></p> <p>(6) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u></p> <p>(7) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）の要求事項を明確にするため。</u></p> <p>9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫</p> <p>(1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p>(2) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）の要求事項を明確にするため。</u></p> <p>(3) <u>環境影響評価に寄与しないプレフィルタの記載の明確化を図るため。</u></p> <p>(4) <u>汚染を検査する設備についてサーベイメータを追加した明確化を図るため。</u></p> <p>(5) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u></p> <p>(6) <u>使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行）のため。</u></p> <p>(7) <u>工業標準化法（令和元年7月1日施行）の改正のため。</u></p> <p>(8) <u>TLDの生産終了に伴い、TLDに係る記載を線量計の種類を特定しない記載へ変更するため。</u></p> <p>(9) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを図るため。</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>10) 高レベル放射性物質研究施設</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p> <p>11) 応用試験棟</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p>10) 高レベル放射性物質研究施設</p> <p>(1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p>(2) <u>一部のダンパ、弁の適正化を図るため。</u></p> <p>(3) <u>低レベル廃液貯槽を経由する経路に適正化を図るため。</u></p> <p>(4) <u>汚染を検査する設備についてサーベイメータを追加した明確化を図るため。</u></p> <p>(5) <u>γ線用エリアモニタ及び中性子線用エリアモニタの個数及び仕様について明確化を図るため。</u></p> <p>(6) <u>誤記修正を行うため。</u></p> <p>11) 応用試験棟</p> <p>(1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p>(2) <u>平成 21 年 6 月 5 日付け 20 諸文科科第 5363 号で許可を受けた後、設置できていなかった設備を削除するため。</u></p> <p>(3) <u>平成 21 年 2 月 13 日付け 20 諸文科科第 3362 号の許可において、誤って記載を削除したため。</u></p> <p>(4) <u>排気モニタの仕様について明確化を図るため。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正(令和 2 年 4 月 1 日施行)の要求事項を明確にするため。</u></p> <p>(6) <u>SI 単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(7) <u>汚染を検査する設備についてサーベイメータを追加した明確化を図るため。</u></p> <p>(8) <u>使用許可基準規則の改正(令和 2 年 4 月 1 日施行)のため。</u></p> <p>(9) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規</u></p>



対象	補正前	補正後
	<p>14) 計測機器校正室</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p> <p>15) 放射線保健室</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(5) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)のため。</u></p> <p>(6) <u>表記の見直しを図るため。</u></p> <p>14) 計測機器校正室</p> <p>(1) <u>SI単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(2) <u>茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</u></p> <p>(3) <u>扉の開閉方向の見直しを図るため。</u></p> <p>(4) <u>ピット(A)の高さ寸法及び矢印の記載について適正化を図るため。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)のため。</u></p> <p>(6) <u>表記の見直しを図るため。</u></p> <p>15) 放射線保健室</p> <p>(1) <u>SI単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(2) <u>茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</u></p> <p>(3) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)のため。</u></p> <p>(4) <u>表記の見直しを図るため。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

対象	補正前	補正後
別添	核燃料物質使用変更許可申請書新旧対照表のとおり	核燃料物質使用変更許可申請書の <u>一部補正</u> 新旧対照表のとおり

## 2. 補正の理由

- (1) 変更の内容及び変更の理由を、より明確にするため。
- (2) プルトニウム廃棄物処理開発施設について、 $\alpha$ 線用空気モニタの取り外し方法及び取り外し後の利用方法並びに本変更による放射性廃棄物の発生はないことを明確にするため。
- (3) 高レベル放射性物質研究施設について、 $\gamma$ 線用エリアモニタ及び中性子線用エリアモニタの個数、仕様を明確にするため。
- (4) 設計仕様の耐火構造に基づく法令を建築基準法に変更するため。
- (5) 記載の適正化を図るため。

以 上

# 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

## 新旧対照表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1－1～5  
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし  
(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に  
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

添付書類3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添3－1～3  
(変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書)

添付書類4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添4－1～6  
(変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に  
必要な体制の整備に関する説明書)

核燃料サイクル工学研究所共通編



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">添付書類 1</p> <p>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書 (事故に関するものを除く。)</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 1</p> <p>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書 (事故に関するものを除く。)</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(1) 共通編 核燃料サイクル工学研究所内の各施設の合算評価は添付書類 1-①に示す。</p>	<p>(1) 共通編 核燃料サイクル工学研究所内の各施設の合算評価は添付書類 1-①に示す。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">添付書類1-①</p> <p style="text-align: center;">(各施設の合算評価)</p>	<p style="text-align: center;">添付書類1-①</p> <p style="text-align: center;">(各施設の合算評価)</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
I. 環境線量評価方法 (省略)	I. 環境線量評価方法 (変更なし)	
II. 環境線量評価結果 1. 核燃料物質等の貯蔵等に伴う施設からの直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (省略) 2. 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (省略) 3. 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 前項 I. 「環境線量評価方法」によって求めた核燃料サイクル工学研究所の使用施設から発生する液体廃棄物による実効線量の評価値は、1年間に於いて $2.3 \times 10^{-3}$ <u>ミリシーベルト</u> となり、線量告示に定める周辺監視区域外の1年間の線量限度 <u>1 ミリシーベルト</u> を十分に下回っている。なお、第1排水溝及び第2排水溝からの放出に係る評価値を表4に示す。	II. 環境線量評価結果 1. 核燃料物質等の貯蔵等に伴う施設からの直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (変更なし) 2. 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (変更なし) 3. 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 前項 I. 「環境線量評価方法」によって求めた核燃料サイクル工学研究所の使用施設から発生する液体廃棄物による実効線量の評価値は、1年間に於いて $2.3 \times 10^{-3}$ <u>mSv</u> となり、線量告示に定める周辺監視区域外の1年間の線量限度 <u>1 mSv</u> を十分に下回っている。なお、第1排水溝及び第2排水溝からの放出に係る評価値を表4に示す。	・S I 単位への表記に記載を統一するため。
III. 核燃料サイクル工学研究所全体での環境線量 (省略)	III. 核燃料サイクル工学研究所全体での環境線量 (変更なし)	
表1 評価に用いたパラメータの値 (省略)	表1 評価に用いたパラメータの値 (変更なし)	
表2 直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (mSv/年) (省略)	表2 直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (mSv/年) (変更なし)	
別表1 直接線及びスカイシャイン線に係る評価条件 (省略)	別表1 直接線及びスカイシャイン線に係る評価条件 (変更なし)	
表3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (省略)	表3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (変更なし)	
別表2 気体廃棄物の放出に係る評価条件 (省略)	別表2 気体廃棄物の放出に係る評価条件 (変更なし)	
表4 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (省略)	表4 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (変更なし)	
図1 直接線計算モデル QAD (省略)	図1 直接線計算モデル QAD (変更なし)	
図2 スカイシャイン線計算モデル ANISN-G33 (省略)	図2 スカイシャイン線計算モデル ANISN-G33 (変更なし)	
図3 直接線又は、直接線・スカイシャイン線一括計算モデル ANISN (省略)	図3 直接線又は、直接線・スカイシャイン線一括計算モデル ANISN (変更なし)	
図4 スカイシャイン線計算モデル ANISN-DOT (省略)	図4 スカイシャイン線計算モデル ANISN-DOT (変更なし)	

変 更 前	補 正 後	変更理由
図5 直接線・スカイシャイン線一括計算モデル QAD (省略)	図5 直接線・スカイシャイン線一括計算モデル QAD (変更なし)	
図6 環境線量最大地点 (省略)	図6 環境線量最大地点 (変更なし)	
参考文献 (省略)	参考文献 (変更なし)	
(2) 施設編 (省略)	(2) 施設編 (変更なし)	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付書類 3</p> <p>変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書</p>	<p style="text-align: right;">添付書類 3</p> <p>変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由																																																																														
<p>1. 設計及び工事、運転及び保守の経験 核燃料サイクル工学研究所は、昭和42年10月に核燃料物質の使用に係る許可を取得して以来、核燃料物質の使用を継続しており、核燃料物質使用施設等（以下「使用施設等」という。）の設計及び工事並びに使用施設等の運転及び保守に関する経験を有している。これら使用施設等の施設管理者等は、使用施設等及び類似施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事してきている。</p> <p>2. 技術者の確保 令和4年4月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者の数、内訳及び従事年数は以下のとおり。</p> <p>① 技術者の数 技術者数は<u>339</u>人であり、その専攻別内訳を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>専 攻</th> <th>物理</th> <th>化学</th> <th>原子力</th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>金属</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>技術者数 (人)</td> <td>13</td> <td>82</td> <td>46</td> <td>66</td> <td>86</td> <td>8</td> <td>38</td> <td>339</td> </tr> </table> <p>② 従事年数 技術者の従事年数を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>業務従事年数</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>技術者数 (人)</td> <td>69</td> <td>34</td> <td>236</td> <td>339</td> </tr> </table> <p>③ 有資格者 令和4年4月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者のうち国家試験有資格者数を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国家試験有資格者数</th> </tr> <tr> <th>核燃料取扱主任者</th> <th>放射線取扱主任者 (第1種)</th> <th>技術士（原子力・ 放射線部門）</th> </tr> <tr> <td>有資格者数（人）</td> <td>27</td> <td>86</td> <td>3</td> </tr> </table>	専 攻	物理	化学	原子力	電気	機械	金属	その他	合計	技術者数 (人)	13	82	46	66	86	8	38	339	業務従事年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計	技術者数 (人)	69	34	236	339		国家試験有資格者数			核燃料取扱主任者	放射線取扱主任者 (第1種)	技術士（原子力・ 放射線部門）	有資格者数（人）	27	86	3	<p>1. 設計及び工事、運転及び保守の経験 核燃料サイクル工学研究所は、昭和42年10月に核燃料物質の使用に係る許可を取得して以来、核燃料物質の使用を継続しており、核燃料物質使用施設等（以下「使用施設等」という。）の設計及び工事並びに使用施設等の運転及び保守に関する経験を有している。これら使用施設等の施設管理者等は、使用施設等及び類似施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事してきている。</p> <p>2. 技術者の確保 令和5年4月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者の数、内訳及び従事年数は以下のとおり。</p> <p>① 技術者の数 技術者数は<u>328</u>人であり、その専攻別内訳を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>専 攻</th> <th>物理</th> <th>化学</th> <th>原子力</th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>金属</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>技術者数 (人)</td> <td>16</td> <td>81</td> <td>42</td> <td>65</td> <td>77</td> <td>7</td> <td>40</td> <td>328</td> </tr> </table> <p>② 従事年数 技術者の従事年数を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>業務従事年数</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>技術者数 (人)</td> <td>71</td> <td>36</td> <td>221</td> <td>328</td> </tr> </table> <p>③ 有資格者 令和5年4月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者のうち国家試験有資格者数を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国家試験有資格者数</th> </tr> <tr> <th>核燃料取扱主任者</th> <th>放射線取扱主任者 (第1種)</th> <th>技術士（原子力・ 放射線部門）</th> </tr> <tr> <td>有資格者数（人）</td> <td>24</td> <td>82</td> <td>4</td> </tr> </table>	専 攻	物理	化学	原子力	電気	機械	金属	その他	合計	技術者数 (人)	16	81	42	65	77	7	40	328	業務従事年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計	技術者数 (人)	71	36	221	328		国家試験有資格者数			核燃料取扱主任者	放射線取扱主任者 (第1種)	技術士（原子力・ 放射線部門）	有資格者数（人）	24	82	4	<p>・技術者の数の更新に伴い、記載を見直すため。</p>
専 攻	物理	化学	原子力	電気	機械	金属	その他	合計																																																																								
技術者数 (人)	13	82	46	66	86	8	38	339																																																																								
業務従事年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計																																																																												
技術者数 (人)	69	34	236	339																																																																												
	国家試験有資格者数																																																																															
	核燃料取扱主任者	放射線取扱主任者 (第1種)	技術士（原子力・ 放射線部門）																																																																													
有資格者数（人）	27	86	3																																																																													
専 攻	物理	化学	原子力	電気	機械	金属	その他	合計																																																																								
技術者数 (人)	16	81	42	65	77	7	40	328																																																																								
業務従事年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計																																																																												
技術者数 (人)	71	36	221	328																																																																												
	国家試験有資格者数																																																																															
	核燃料取扱主任者	放射線取扱主任者 (第1種)	技術士（原子力・ 放射線部門）																																																																													
有資格者数（人）	24	82	4																																																																													

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>④ 保安教育・訓練                      使用施設等の保安に係る技術者等に対して、関係法令、使用施設等の保安及び放射線管理に係る教育・訓練を計画的に実施し、技術的能力の維持及び資質の向上に努めている。</p>	<p>④ 保安教育・訓練                      使用施設等の保安に係る技術者等に対して、関係法令、使用施設等の保安及び放射線管理に係る教育・訓練を計画的に実施し、技術的能力の維持及び資質の向上に努めている。</p>	



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付書類4</p> <p>変更後における使用施設等の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	<p style="text-align: right;">添付書類4</p> <p>変更後における使用施設等の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 保安活動における品質管理に必要な体制 2. 設計及び運転等に係る品質マネジメント活動	(省略) 1. 保安活動における品質管理に必要な体制 (変更なし) (省略) 2. 設計及び運転等に係る品質マネジメント活動 (変更なし)	

変更前	補正後	変更理由
<p>図一 1 保安管理組織図 (政令第41条該当施設)</p>	<p>図一 1 保安管理組織図 (政令第41条該当施設)</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和5年2月6日付け原規規発第2302069号)を受けて規定済みのプルトニウム燃料技術開発センター組織変更の内容と整合を図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
図-2 保安全管理組織図（政令第41条非該当施設） （省略）	図-2 保安全管理組織図（政令第41条非該当施設） （変更なし）	
表-1 環境技術開発センターの各施設における関連部門 （省略）	表-1 環境技術開発センターの各施設における関連部門 （変更なし）	

で示す。

変更箇所を

共通編 添付書類 4

新旧対照表

変更理由  
 ・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和5年2月6日付け原規規発第2302069号)を受けて規定済みのプルトニウム燃料技術開発センター組織変更の内容と整合を図るため。

補正後

表-2 プルトニウム燃料技術開発センターの各施設における関連部門

技術部	燃料技術部	環境プラント技術	再処理技術開発部 基礎技術研究開発	核種移行研究グループ	プルトニウム燃料第一開発室			プルトニウム燃料第二開発室			プルトニウム燃料第三開発室			プルトニウム廃棄物処理開発施設		第三プラント貯蔵庫	
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
品物質保証課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
核物質管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
品物質管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燃料技術開発課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燃設計・分解課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境技術開発課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃止措置技術開発課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
プラント保全課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
研究開発第2課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計測課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境監視課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線管理第1課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運転管理第1課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線管理部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工務技術部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保安管理部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表-2 プルトニウム燃料技術開発センターの各施設における関連部門

技術部	燃料技術部	環境プラント技術	再処理技術開発部 基礎技術研究開発	核種移行研究グループ <th colspan="3">プルトニウム燃料第一開発室</th> <th colspan="3">プルトニウム燃料第二開発室</th> <th colspan="3">プルトニウム燃料第三開発室</th> <th colspan="2">プルトニウム廃棄物処理開発施設</th> <th colspan="2">第三プラント貯蔵庫</th>	プルトニウム燃料第一開発室			プルトニウム燃料第二開発室			プルトニウム燃料第三開発室			プルトニウム廃棄物処理開発施設		第三プラント貯蔵庫	
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
品物質保証課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
核物質管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
品物質管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燃料技術開発課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燃設計・分解課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境技術開発課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃止措置技術開発課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
プラント保全課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
研究開発第2課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計測課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境監視課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線管理第1課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運転管理第1課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線管理部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工務技術部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保安管理部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

変更前

変 更 前	補 正 後	変更理由
表-3 放射線管理部の各施設における関連部門 (省略)	表-3 放射線管理部の各施設における関連部門 (変更なし)	

## 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

### 新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～2

本文図面・・・・・・・・・・・・本図-1～3

添付書類1・・・・・・・・・・・・変更なし

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書)

プルトニウム廃棄物処理開発施設

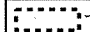
変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法 (省略)	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備	7. 使用施設の位置、構造及び設備	
7-1 使用施設の位置 (省略)	7-1 使用施設の位置 (変更なし)	
7-2 使用施設の構造 (省略)	7-2 使用施設の構造 (変更なし)	

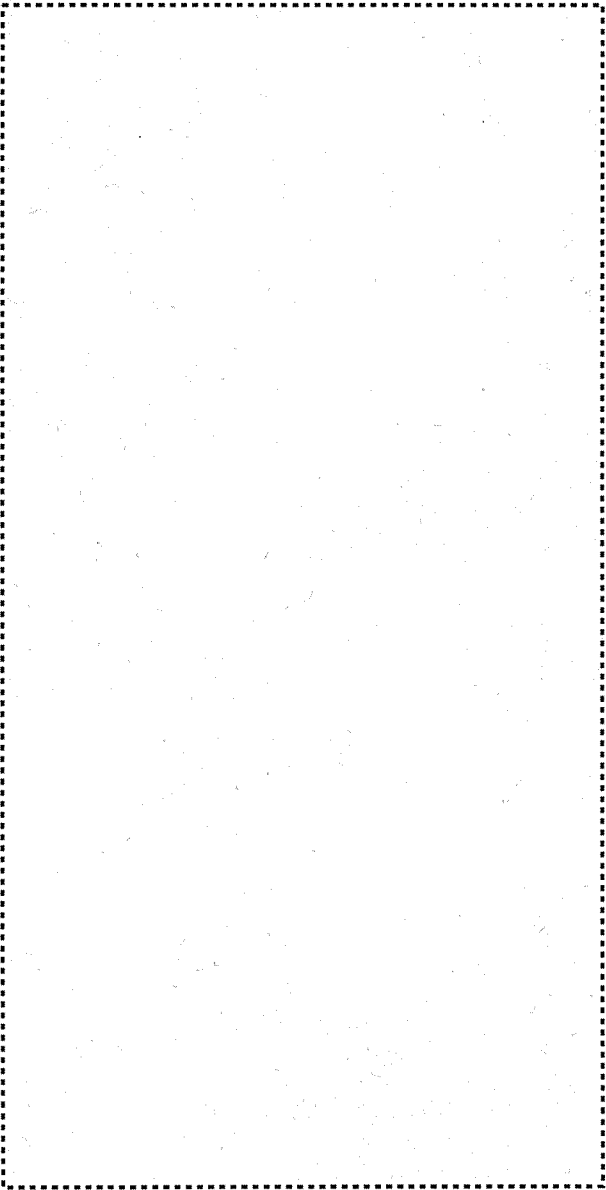
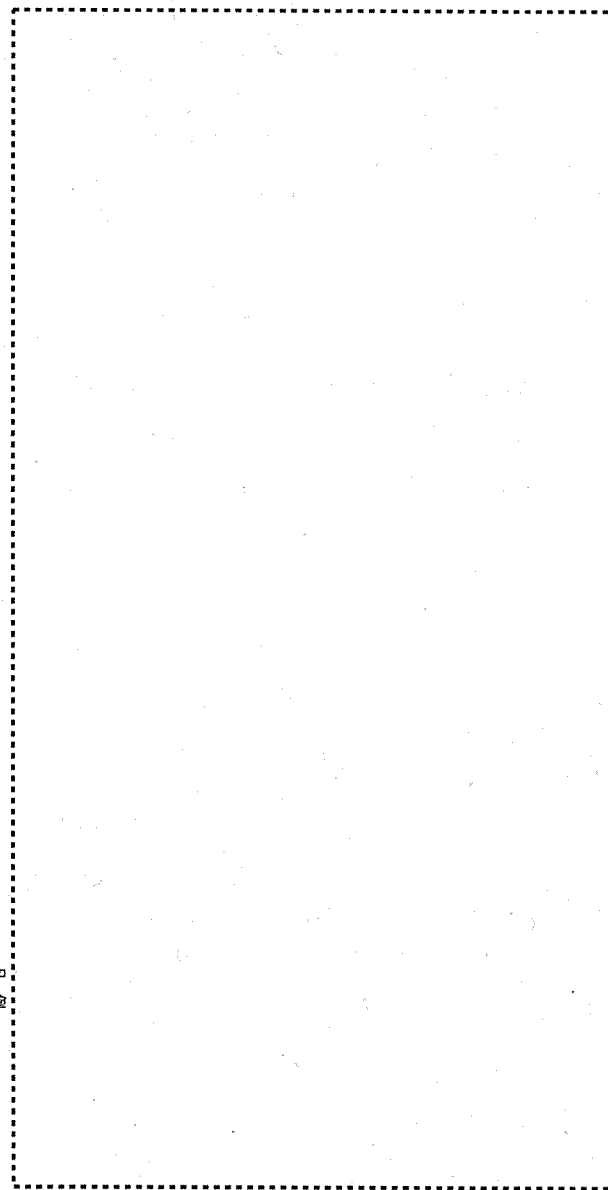


変更前	補正後	変更理由																														
<p>7-3 使用施設の設備</p> <p>7-3-1 プルトニウム廃棄物処理開発施設</p> <p>(1) 設備の共通仕様<sup>(註)</sup> (省略)</p> <p>(2) 第2難燃物焼却工程設備 (省略)</p> <p>(3) 前処理選別工程設備 (省略)</p> <p>(4) 安全管理設備 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="159 660 1010 1077"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> <td>プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>1</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>α線用空気モニタ</td> <td>16</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式</td> <td>エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) その他の設備 (省略)</p> <p>7-3-2 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 (省略)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)</p>	使用設備の名称	個数	仕様	放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。	排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス	α線用空気モニタ	16	耐震重要度：Csクラス	その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類	<p>7-3 使用施設の設備</p> <p>7-3-1 プルトニウム廃棄物処理開発施設</p> <p>(1) 設備の共通仕様<sup>(註)</sup> (変更なし)</p> <p>(2) 第2難燃物焼却工程設備 (変更なし)</p> <p>(3) 前処理選別工程設備 (変更なし)</p> <p>(4) 安全管理設備 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1099 660 1951 1077"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> <td>プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>1</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>α線用空気モニタ</td> <td>7</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式</td> <td>エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) その他の設備 (変更なし)</p> <p>7-3-2 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p>	使用設備の名称	個数	仕様	放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。	排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス	α線用空気モニタ	7	耐震重要度：Csクラス	その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類	<p>・空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空気中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。</p> <p>なお、配置を見直したα線用空気モニタは、固定ボルトを外し、壁面から取り外すのみであり、工事を伴わない。取り外したα線用空気モニタは保守のため、放射性廃棄物は発生しない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																														
放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。																														
排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス																														
α線用空気モニタ	16	耐震重要度：Csクラス																														
その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類																														
使用設備の名称	個数	仕様																														
放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。																														
排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス																														
α線用空気モニタ	7	耐震重要度：Csクラス																														
その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類																														


変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>① α線用空気モニタ検出端 C.S. ケーブルスレーブ P.S. ハイパスレーブ</p> <p style="text-align: center;">図7-15 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設地下1階)</p>	<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>① α線用空気モニタ検出端 C.S. ケーブルスレーブ P.S. ハイパスレーブ</p> <p style="text-align: center;">図7-15 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設地下1階)</p>	<p>・空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空気中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。 なお、配置を見直したα線用空気モニタは、固定ポルトを外し、壁面から取り外すのみであり、工事を伴わない。取り外したα線用空気モニタは保守のための交換部品として利用するため、放射性廃棄物は発生しない。</p>

本図-1

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれているため、非公開とします。


変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">図 7-16 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 1 階)</p> 	<p style="text-align: center;">図 7-16 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 1 階)</p> 	<p>・空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空気中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。          なお、配置を見直したα線用空気モニタは、固定ボルトを取り外し、壁面から取り外すのみであり、工事を行わない。取り外したα線用空気モニタは保守のための交換部品として利用するため、放射性廃棄物は発生しない。</p>

本図-2

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれているため、非公開とします。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① α線用空気モニタ検出端</li> <li>C.S. ケーブルスベーン</li> <li>D.S. ダクトスベーン</li> <li>P.S. パイプスベーン</li> </ul> <p style="text-align: center;">図7-17 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設2階)</p>	<p style="text-align: center;">凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② α線用空気モニタ検出端</li> <li>C.S. ケーブルスベーン</li> <li>D.S. ダクトスベーン</li> <li>P.S. パイプスベーン</li> </ul> <p style="text-align: center;">図7-17 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設2階)</p>	<p>・空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空気中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。          なお、配置を見直したα線用空気モニタは、固定ボルトを外し、壁面から取り外すのみであり、取外したα線用空気モニタは保守のための交換部品として利用するため、放射性廃棄物は発生しない。</p>

本図-3

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれているため、非公開とします。

# 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

## 新 旧 対 照 表

本 文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～8

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～17

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

A棟

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p> <p>6. 使用済燃料の処分方法 (省略)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>6. 使用済燃料の処分方法 (変更なし)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置</p>	
<p>使用施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の南東には再処理施設、北方には安全管理棟、北東には応用試験棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 <u>650m</u>、海拔は約 <u>8.5m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、<u>海拔約 8.5m</u> の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、<b>建屋</b>は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 機器第1分析室(A-4)、機器分析準備室(A-5)、湿式第1分析室(A-8)、第1測定室(A-18)、安全管理室(A-23)、A-9、A-10、A-14、A-15、A-19、A-21 本施設の平面図を図 7-1-1 に示す。</p>	<p>使用施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の南東には再処理施設、北方には安全管理棟、北東には応用試験棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 <u>650 m</u>、海拔は約 <u>8.5 m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、<u>海拔約 8.5 m</u> の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、<b>建家</b>は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 機器第1分析室(A-4)、機器分析準備室(A-5)、湿式第1分析室(A-8)、第1測定室(A-18)、安全管理室(A-23)、A-9、A-10、A-14、A-15、A-19、A-21 本施設の平面図を図 7-1-1 に示す。</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前				補 正 後				変更理由																															
7-2 使用施設の構造 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A棟</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>延床面積 約 2 300</td> <td>耐震：水平震度 0.2 <u>耐火構造</u> 床：ロンリウム 壁：プラスタ 天井：石膏ボード <u>(記載なし)</u></td> </tr> </tbody> </table>				使用施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様		A棟	鉄筋コンクリート	延床面積 約 2 300	耐震：水平震度 0.2 <u>耐火構造</u> 床：ロンリウム 壁：プラスタ 天井：石膏ボード <u>(記載なし)</u>	7-2 使用施設の構造 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A棟</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>延床面積 約 2 300</td> <td>耐震：水平震度 0.2 <u>耐火構造：建築基準法に基づく</u> 床：ロンリウム 壁：プラスタ 天井：石膏ボード <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> </tbody> </table>				使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	A棟	鉄筋コンクリート	延床面積 約 2 300	耐震：水平震度 0.2 <u>耐火構造：建築基準法に基づく</u> 床：ロンリウム 壁：プラスタ 天井：石膏ボード <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u>	・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。  ・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、設計仕様による標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることにより、設計変更及び工事も伴わない。  ・表記及び表現の見直しを図るため。														
使用施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																																				
A棟	鉄筋コンクリート	延床面積 約 2 300	耐震：水平震度 0.2 <u>耐火構造</u> 床：ロンリウム 壁：プラスタ 天井：石膏ボード <u>(記載なし)</u>																																				
使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																																				
A棟	鉄筋コンクリート	延床面積 約 2 300	耐震：水平震度 0.2 <u>耐火構造：建築基準法に基づく</u> 床：ロンリウム 壁：プラスタ 天井：石膏ボード <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u>																																				
7-3 使用施設の設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個 数</th> <th>仕 様</th> <th>核燃料物質の一日最大取扱量(U)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局所排気装置 (機器第1分析室:A-4)</td> <td>1台</td> <td>風速：開口部定常状態で0.5m/s以上</td> <td>1g</td> </tr> <tr> <td>フード (機器分析準備室:A-5)</td> <td>3台</td> <td>風速：開口部定常状態で0.5m/s以上</td> <td>1g</td> </tr> <tr> <td>フード (湿式第1分析室:A-8)</td> <td>5台</td> <td>風速：開口部定常状態で0.5m/s以上</td> <td>10g</td> </tr> </tbody> </table>				使用設備の名称	個 数	仕 様	核燃料物質の一日最大取扱量(U)	局所排気装置 (機器第1分析室:A-4)	1台	風速：開口部定常状態で0.5m/s以上	1g	フード (機器分析準備室:A-5)	3台	風速：開口部定常状態で0.5m/s以上	1g	フード (湿式第1分析室:A-8)	5台	風速：開口部定常状態で0.5m/s以上	10g	7-3 使用施設の設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個 数</th> <th>仕 様</th> <th>核燃料物質の一日最大取扱量(U)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局所排気装置 (機器第1分析室:A-4)</td> <td>1基</td> <td>風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上</td> <td>1 g</td> </tr> <tr> <td>フード (機器分析準備室:A-5)</td> <td>3基</td> <td>風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上</td> <td>1 g</td> </tr> <tr> <td>フード (湿式第1分析室:A-8)</td> <td>5基</td> <td>風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上</td> <td>10 g</td> </tr> </tbody> </table>				使用設備の名称	個 数	仕 様	核燃料物質の一日最大取扱量(U)	局所排気装置 (機器第1分析室:A-4)	1基	風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上	1 g	フード (機器分析準備室:A-5)	3基	風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上	1 g	フード (湿式第1分析室:A-8)	5基	風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上	10 g
使用設備の名称	個 数	仕 様	核燃料物質の一日最大取扱量(U)																																				
局所排気装置 (機器第1分析室:A-4)	1台	風速：開口部定常状態で0.5m/s以上	1g																																				
フード (機器分析準備室:A-5)	3台	風速：開口部定常状態で0.5m/s以上	1g																																				
フード (湿式第1分析室:A-8)	5台	風速：開口部定常状態で0.5m/s以上	10g																																				
使用設備の名称	個 数	仕 様	核燃料物質の一日最大取扱量(U)																																				
局所排気装置 (機器第1分析室:A-4)	1基	風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上	1 g																																				
フード (機器分析準備室:A-5)	3基	風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上	1 g																																				
フード (湿式第1分析室:A-8)	5基	風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上	10 g																																				

新旧対照表

A 棟 本 文

変更箇所を \_\_\_\_\_ で示す。

変 更 前				補 正 後				変更理由
フード (安全管理室:A-23)	1台	風速：開口部定常状態で0.5m/s以上	—	フード (安全管理室:A-23)	1基	風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上	—	・表記及び表現の見直しを図るため。
発光分光分析装置	1台	高周波誘導結合プラズマ型		発光分光分析装置	1台	高周波誘導結合プラズマ型		
吸光光度分析装置	1台	可視紫外分光型		吸光光度分析装置	1台	可視紫外分光型		
放射線管理設備 排気サンプラ その他 放射線測定機器の配置を 図7-1-1に示す。	1式 1式	集塵ろ紙式 エアスニファ、β線用退出モニタ		放射線管理設備 排気サンプラ その他 放射線測定機器の配置を 図7-1-1に示す。	1式 1式	集塵ろ紙式 エアスニファ、β線用退出モニタ		
その他	1式	放送設備		その他	1式	放送設備		
7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)				7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)				
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備				8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備				
8-1 貯蔵施設の位置 (省略)				8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし)				
8-2 貯蔵施設の構造				8-2 貯蔵施設の構造				
貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わな
ウラン貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約17	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>(記載なし)</u>	ウラン貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約17	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、また、核燃料物質が存在することを明示するため、添付書類1の「22.貯蔵施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	



変 更 前					補 正 後					変 更 理 由		
8-3 貯蔵施設の設備					8-3 貯蔵施設の設備					い。  ・表記の見直しを図るため。  ・誤記修正を行うため。  ・表記の見直しを図るため。		
貯蔵設備の名称	個 数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状		仕 様	貯蔵設備の名称	個 数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状		仕 様	
保管庫	1 個	100g(U量)	二酸化ウラン 八三酸化ウラン 硝酸ウラニル	粉末又は液体	スチール製	保管庫	1 個	100 g(U量)	二酸化ウラン 八三酸化ウラン 硝酸ウラニル		粉末又は液体	スチール製
貯蔵設備の名称	個 数	仕 様			貯蔵設備の名称	仕 様						
放射線管理設備					放射線管理設備							
排気サンブラ		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり						
その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり						
その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり						
8-4 貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)					8-4 貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)							
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備					9. 廃棄施設の位置、構造及び設備							
9-1 気体廃棄施設					9-1 気体廃棄施設							
A棟の排気系統は1系統であり、高性能エアフィルタ（捕集効率 <u>99.97%</u> 、 <u>0.3μm</u> の粒子）1段を介して、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）に定める濃度限度以下の濃度で放出する。					A棟の排気系統は1系統であり、高性能エアフィルタ（捕集効率 <u>99.97%</u> 、 <u>0.3μm</u> の粒子）1段を介して、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）に定める濃度限度以下の濃度で放出する。							
9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)					9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)							
9-1-2 気体廃棄施設の構造					9-1-2 気体廃棄施設の構造							
気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様		気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様				
第二機械室(A-46)	鉄骨 ALC 造り	約 110	耐震耐火構造  床：モルタル		第二機械室(A-46)	鉄骨 ALC 造り	約 110	耐震耐火構造  床：モルタル				

変更前				補正後				変更理由																																																																			
			壁：軽量気泡コンクリート 天井：軽量気泡コンクリート <u>(記載なし)</u>				壁：軽量気泡コンクリート 天井：軽量気泡コンクリート <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様にて標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様にて標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはない。</p>																																																																			
<p>9-1-3 気体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄設備の名称</th> <th colspan="3">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排気処理装置</td> <td rowspan="2">排風機：No. EF-1</td> <td>定格風量</td> <td>基数</td> </tr> <tr> <td>約 <u>49,000m<sup>3</sup>/h</u></td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>(記載なし)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">給排気系統を図9-1-2に示す。</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td colspan="3"><u>(記載なし)</u></td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>排気サンブラ</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>				気体廃棄設備の名称	仕様				排気処理装置	排風機：No. EF-1	定格風量	基数	約 <u>49,000m<sup>3</sup>/h</u>	1基	<u>(記載なし)</u>				給排気系統を図9-1-2に示す。				排気口	<u>(記載なし)</u>			放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			<p>9-1-3 気体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄設備の名称</th> <th colspan="3">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排気処理装置</td> <td rowspan="2">排風機：No. EF-1</td> <td>定格風量</td> <td>基数</td> </tr> <tr> <td>約 <u>49,000 m<sup>3</sup>/h</u></td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td colspan="4">標識：添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">給排気系統を図9-1-2に示す。</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td colspan="3">標識：添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>排気サンブラ</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>				気体廃棄設備の名称	仕様			排気処理装置	排風機：No. EF-1	定格風量	基数	約 <u>49,000 m<sup>3</sup>/h</u>	1基	標識：添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。				給排気系統を図9-1-2に示す。				排気口	標識：添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
気体廃棄設備の名称	仕様																																																																										
排気処理装置	排風機：No. EF-1	定格風量	基数																																																																								
		約 <u>49,000m<sup>3</sup>/h</u>	1基																																																																								
<u>(記載なし)</u>																																																																											
給排気系統を図9-1-2に示す。																																																																											
排気口	<u>(記載なし)</u>																																																																										
放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																										
排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																										
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																										
気体廃棄設備の名称	仕様																																																																										
排気処理装置	排風機：No. EF-1	定格風量	基数																																																																								
		約 <u>49,000 m<sup>3</sup>/h</u>	1基																																																																								
標識：添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																																																																											
給排気系統を図9-1-2に示す。																																																																											
排気口	標識：添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																																																																										
放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																										
排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																										
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																										

変 更 前				補 正 後				変 更 理 由																								
<p>9-1-4 気体廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)</p> <p>9-2 液体廃棄施設                      実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は、送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、<u>数量の</u>まとまった時点で廃棄物保管室2で化学処理してウランを沈殿分離し、上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。<u>沈殿物</u>については、ビニル袋に<u>収納の上、200L</u>ドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。                      なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の<u>漏えい対策</u>を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p> <p>9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略)</p> <p>9-2-2 液体廃棄施設の構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>液体廃棄施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A棟廃水受槽 送水ピット</td> <td>鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ</td> <td>約 80</td> <td>A棟廃水受槽:<u>60m<sup>3</sup>×2</u>基 送水ピット :<u>10m<sup>3</sup>×1</u>基 <u>(記載なし)</u></td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室2</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>約 20</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>(記載なし)</u></td> </tr> </tbody> </table>				液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽: <u>60m<sup>3</sup>×2</u> 基 送水ピット : <u>10m<sup>3</sup>×1</u> 基 <u>(記載なし)</u>	廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>(記載なし)</u>	<p>9-1-4 気体廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)</p> <p>9-2 液体廃棄施設                      実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は、送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、<u>数量が</u>まとまった時点で廃棄物保管室2において化学処理した後、ウランを<u>沈澱分離</u>する。上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。<u>沈澱物</u>については、ビニル袋に<u>密封した後、200L</u>ドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。                      なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の<u>漏えい防止対策</u>を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p> <p>9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)</p> <p>9-2-2 液体廃棄施設の構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>液体廃棄施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A棟廃水受槽 送水ピット</td> <td>鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ</td> <td>約 80</td> <td>A棟廃水受槽:<u>60 m<sup>3</sup>×2</u>基 送水ピット :<u>10 m<sup>3</sup>×1</u>基 <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室2</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>約 20</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> </tbody> </table>				液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽: <u>60 m<sup>3</sup>×2</u> 基 送水ピット : <u>10 m<sup>3</sup>×1</u> 基 <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	<p>く、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・SI単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及</p>
液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																													
A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽: <u>60m<sup>3</sup>×2</u> 基 送水ピット : <u>10m<sup>3</sup>×1</u> 基 <u>(記載なし)</u>																													
廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>(記載なし)</u>																													
液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																													
A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽: <u>60 m<sup>3</sup>×2</u> 基 送水ピット : <u>10 m<sup>3</sup>×1</u> 基 <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>																													
廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>																													

変 更 前				補 正 後				変更理由																																								
9-2-3 液体廃棄施設の設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>液体廃棄設備の名称</th> <th colspan="3">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限警報装置 (A棟廃水受槽)</td> <td colspan="3">フロート式</td> </tr> <tr> <td>フード (廃棄物保管室2)</td> <td colspan="3">1台 風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気サンブラ その他</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>				液体廃棄設備の名称	仕 様			上限警報装置 (A棟廃水受槽)	フロート式			フード (廃棄物保管室2)	1台 風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上			放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			9-2-3 液体廃棄施設の設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>液体廃棄設備の名称</th> <th colspan="3">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限警報装置 (A棟廃水受槽)</td> <td colspan="3">フロート式</td> </tr> <tr> <td>フード (廃棄物保管室2)</td> <td colspan="3">1基 風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気サンブラ その他</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>				液体廃棄設備の名称	仕 様			上限警報装置 (A棟廃水受槽)	フロート式			フード (廃棄物保管室2)	1基 風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上			放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			び工事も伴わない。  ・表記及び表現の見直しを図るため。
液体廃棄設備の名称	仕 様																																															
上限警報装置 (A棟廃水受槽)	フロート式																																															
フード (廃棄物保管室2)	1台 風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上																																															
放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																															
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																															
液体廃棄設備の名称	仕 様																																															
上限警報装置 (A棟廃水受槽)	フロート式																																															
フード (廃棄物保管室2)	1基 風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上																																															
放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																															
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																															
9-3 固体廃棄施設  9-3-1 固体廃棄施設の位置 (省略)				9-3 固体廃棄施設  9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし)																																												
9-3-2 固体廃棄施設の構造 <table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A棟 (容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>約 50</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ 最大保管数量：<u>2000</u> ドラム缶換算 50 本<sup>(注)</sup> (最大保管数量は、廃棄物保管室1、2の合計)</td> </tr> <tr> <td>(容器に封入した固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)</td> <td></td> <td>約 20</td> <td>(記載なし)</td> </tr> </tbody> </table>				固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	A棟 (容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 50	「7-2 使用施設の構造」と同じ 最大保管数量： <u>2000</u> ドラム缶換算 50 本 <sup>(注)</sup> (最大保管数量は、廃棄物保管室1、2の合計)	(容器に封入した固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)		約 20	(記載なし)	9-3-2 固体廃棄施設の構造 <table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A棟 (容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>約 50</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ 最大保管数量：<u>200 L</u> ドラム缶換算 50 本<sup>(注)</sup> (最大保管数量は、廃棄物保管室1、2の合計)</td> </tr> <tr> <td>(容器に封入した固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)</td> <td></td> <td>約 20</td> <td>標識：<u>人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> </tbody> </table>				固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	A棟 (容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 50	「7-2 使用施設の構造」と同じ 最大保管数量： <u>200 L</u> ドラム缶換算 50 本 <sup>(注)</sup> (最大保管数量は、廃棄物保管室1、2の合計)	(容器に封入した固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)		約 20	標識： <u>人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	・S I単位への表記に記載を統一するため。  ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確																
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																																													
A棟 (容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 50	「7-2 使用施設の構造」と同じ 最大保管数量： <u>2000</u> ドラム缶換算 50 本 <sup>(注)</sup> (最大保管数量は、廃棄物保管室1、2の合計)																																													
(容器に封入した固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)		約 20	(記載なし)																																													
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																																													
A棟 (容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 50	「7-2 使用施設の構造」と同じ 最大保管数量： <u>200 L</u> ドラム缶換算 50 本 <sup>(注)</sup> (最大保管数量は、廃棄物保管室1、2の合計)																																													
(容器に封入した固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)		約 20	標識： <u>人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>																																													
(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数				(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数																																												

変 更 前	補 正 後	変更理由																
<p style="text-align: center;">9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">固体廃棄設備の名称</th> <th style="width: 70%;">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (廃棄物保管室 2)</td> <td><u>1台</u> 風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気サンブラ その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	固体廃棄設備の名称	仕 様	フード (廃棄物保管室 2)	<u>1台</u> 風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上	放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	<p style="text-align: center;">9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">固体廃棄設備の名称</th> <th style="width: 70%;">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (廃棄物保管室 2)</td> <td><u>1基</u> 風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気サンブラ その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	固体廃棄設備の名称	仕 様	フード (廃棄物保管室 2)	<u>1基</u> 風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上	放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	<p>化を行う。 なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>
固体廃棄設備の名称	仕 様																	
フード (廃棄物保管室 2)	<u>1台</u> 風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上																	
放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																	
固体廃棄設備の名称	仕 様																	
フード (廃棄物保管室 2)	<u>1基</u> 風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上																	
放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工</p>
<p>1.1 概要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 管理区域                      本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。                      (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。                      (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される<u>退出モニタ</u>により汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。                      (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。                      (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>1.1 概要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 管理区域                      本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。                      (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。                      (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される<u>退出モニタ又はサーベイメータ</u>により汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。                      (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。                      (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立ち入りを許可された者は、<u>TLD</u>バッジを装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立ち入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>事も伴わない。</p> <p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更の内容と整合を図るため。</p>
<p>2.1 概要 (省略)</p> <p>2.2 実効線量の評価</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>評価対象は、放射線業務従事者の実効線量については固体廃棄施設、管理区域境界の実効線量については「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。線源はウラン粉末の球線源が存在するものとする。線源物質データ、遮蔽物質データ、線源強度、線源から評価点までの距離を基に計算コードQAD<sup>(1)(2)</sup>を使用して求める。線源スペクトルは計算コードORIGEN<sup>(3)</sup>を使用して求める。</p> <p>① 放射線業務従事者の実効線量</p> <p>核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶1本を作業場所へ運搬し、ドラム缶表面から <u>10cm</u> の距離で1日3時間、年間750時間（50週）の作業を行うものとする。評価に用いた条件を表1に、計算モデル概念図を図1に示す。</p> <p>② 管理区域境界の実効線量</p> <p>固体廃棄施設のみ室は、廃棄物保管室1である。また、固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室は廃棄物保管室2である。それぞれの室における各施設の個別の各種評価対象物でのウランの性状、取扱量、遮蔽物質及びその厚さ並びに個別の各種評価対象物のある室の位置及び個別の各種評価対象物の室内での配置を考慮した上で、管理区域境界ま</p>	<p>2.1 概要 (変更なし)</p> <p>2.2 実効線量の評価</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>評価対象は、放射線業務従事者の実効線量については固体廃棄施設、管理区域境界の実効線量については「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。線源はウラン粉末の球線源が存在するものとする。線源物質データ、遮蔽物質データ、線源強度、線源から評価点までの距離を基に計算コードQAD<sup>(1)(2)</sup>を使用して求める。線源スペクトルは計算コードORIGEN<sup>(3)</sup>を使用して求める。</p> <p>① 放射線業務従事者の実効線量</p> <p>核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶1本を作業場所へ運搬し、ドラム缶表面から <u>10 cm</u> の距離で1日3時間、年間750時間（50週）の作業を行うものとする。評価に用いた条件を表1に、計算モデル概念図を図1に示す。</p> <p>② 管理区域境界の実効線量</p> <p>固体廃棄施設のみ室は、廃棄物保管室1である。また、固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室は、<u>廃棄物保管室2</u>である。それぞれの室における各施設の個別の各種評価対象物でのウランの性状、取扱量、遮蔽物質及びその厚さ並びに個別の各種評価対象物のある室の位置<u>並びに</u>個別の各種評価対象物の室内での配置を考慮した上で、管理区域境界ま</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直し</p>

変更前	補正後	変更理由																																				
<p>での距離を算出し、管理区域境界での実効線量をそれぞれ評価する。その結果、個別の各種評価対象物の管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい室は、廃棄物保管室2であり、廃棄物保管室2についての詳細な評価を示す。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点までの距離があることから、考慮しない。評価に用いた条件を表2に、計算モデル概念図を図2示す。</p> <p>また、管理区域境界における実効線量の最大評価点を図3に示す。</p> <p>廃棄物保管室2の固体廃棄施設については、個別評価対象物を保管するドラム缶とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、ドラム缶を内壁に隣接させ、内壁から外壁表面までの距離を <b>20cm</b> (壁厚) とする。</p> <p>廃棄物保管室2の液体廃棄施設については、個別評価対象物を作業フード (1台) とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、フードが内壁に接していることから、フード表面から外壁表面までの距離を <b>20cm</b> (壁厚) とする。</p> <p style="text-align: center;">表1 放射線業務従事者の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1" data-bbox="203 722 938 1077"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ</td> <td>酸化ウラン <b>34g</b> (U: O<sub>2</sub>=7.44 : 1=30g<sup>※1</sup> : <b>4g</b>)</td> </tr> <tr> <td>線源対象評価</td> <td>ウラン及びその娘核種からのγ線</td> </tr> <tr> <td>考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>鉄 : <b>7.2g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12cm</b> (ドラム缶)</td> </tr> <tr> <td>線源領域のモデル化</td> <td>ウラン粉末 : 球線源 半径 <b>1.6cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2g/cm<sup>※2</sup></b></td> </tr> <tr> <td>遮蔽定数</td> <td>線量換算係数 : ICRP Pub. 74<sup>(4)</sup>データの値</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : A棟の固体廃棄物搬出先であるウラン廃棄物処理施設でのドラム缶1本あたりの実測値に基づき保守側に設定した値 <b>30gU/本</b> を使用</p> <p>※2 : 晶析製品転換後の燃料製造適応性評価<sup>(6)</sup>より、酸化ウラン粉末の密度は1.0~3.0g/cm<sup>3</sup>程度であることから、本評価では酸化ウラン粉末の密度を <b>2g/cm<sup>3</sup></b> とする (表2中も同)</p> <p style="text-align: center;">表2 管理区域境界の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1" data-bbox="109 1270 994 1449"> <thead> <tr> <th>個別評価対象物</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドラム缶 (固体廃棄施設内)</td> <td>酸化ウラン <b>1 701.6g</b> (U: O<sub>2</sub>=7.44 : 1=<b>1 500g<sup>※1</sup></b> : <b>201.6g</b>)</td> </tr> <tr> <td>作業フード (1台)</td> <td>酸化ウラン <b>113.4g</b> (U: O<sub>2</sub>=7.44 : 1=<b>100g<sup>※2</sup></b> : <b>13.4g</b>)</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	評価対象	線源物質データ	酸化ウラン <b>34g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1=30g <sup>※1</sup> : <b>4g</b> )	線源対象評価	ウラン及びその娘核種からのγ線	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <b>7.2g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12cm</b> (ドラム缶)	線源領域のモデル化	ウラン粉末 : 球線源 半径 <b>1.6cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2g/cm<sup>※2</sup></b>	遮蔽定数	線量換算係数 : ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値	個別評価対象物	評価条件	ドラム缶 (固体廃棄施設内)	酸化ウラン <b>1 701.6g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1= <b>1 500g<sup>※1</sup></b> : <b>201.6g</b> )	作業フード (1台)	酸化ウラン <b>113.4g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1= <b>100g<sup>※2</sup></b> : <b>13.4g</b> )	<p>での距離を算出し、管理区域境界での実効線量をそれぞれ評価する。その結果、個別の各種評価対象物の管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい室は、廃棄物保管室2であり、廃棄物保管室2についての詳細な評価を示す。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点までの距離があることから、考慮しない。評価に用いた条件を表2に、計算モデル概念図を図2に示す。</p> <p>また、管理区域境界における実効線量の最大評価点を図3に示す。</p> <p>廃棄物保管室2の固体廃棄施設については、個別評価対象物を保管するドラム缶とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、ドラム缶を内壁に隣接させ、内壁から外壁表面までの距離を <b>20 cm</b> (壁厚) とする。</p> <p>廃棄物保管室2の液体廃棄施設については、個別評価対象物を作業フード (1基) とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、フードが内壁に接していることから、フード表面から外壁表面までの距離を <b>20 cm</b> (壁厚) とする。</p> <p style="text-align: center;">表1 放射線業務従事者の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1" data-bbox="1144 722 1883 1077"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ</td> <td>酸化ウラン : <b>34 g</b> (U: O<sub>2</sub>=7.44 : 1=<b>30 g<sup>※1</sup></b> : <b>4 g</b>)</td> </tr> <tr> <td>評価対象線源</td> <td>ウラン及びその子孫核種からのγ線</td> </tr> <tr> <td>考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>鉄 : <b>7.2 g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12 cm</b> (ドラム缶)</td> </tr> <tr> <td>線源領域のモデル化</td> <td>ウラン粉末 : 球線源 半径 <b>1.6 cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>※2</sup></b></td> </tr> <tr> <td>遮蔽定数</td> <td>線量換算係数 : ICRP Pub. 74<sup>(4)</sup>データの値</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : A棟の固体廃棄物搬出先であるウラン廃棄物処理施設でのドラム缶1本あたりの実測値に基づき保守側に設定した値 <b>30 gU/本</b> を使用</p> <p>※2 : 晶析製品転換後の燃料製造適応性評価<sup>(6)</sup>より、酸化ウラン粉末の密度は1.0~3.0 g/cm<sup>3</sup>程度であることから、本評価では酸化ウラン粉末の密度を <b>2 g/cm<sup>3</sup></b> とする (表2中も同じ)</p> <p style="text-align: center;">表2 管理区域境界の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1" data-bbox="1061 1270 1946 1449"> <thead> <tr> <th>個別評価対象物</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドラム缶 (固体廃棄施設内)</td> <td>酸化ウラン : <b>1 701.6 g</b> (U: O<sub>2</sub>=7.44 : 1=<b>1 500 g<sup>※1</sup></b> : <b>201.6 g</b>)</td> </tr> <tr> <td>作業フード (1基)</td> <td>酸化ウラン : <b>113.4 g</b> (U: O<sub>2</sub>=7.44 : 1=<b>100 g<sup>※2</sup></b> : <b>13.4 g</b>)</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	評価対象	線源物質データ	酸化ウラン : <b>34 g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1= <b>30 g<sup>※1</sup></b> : <b>4 g</b> )	評価対象線源	ウラン及びその子孫核種からのγ線	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <b>7.2 g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12 cm</b> (ドラム缶)	線源領域のモデル化	ウラン粉末 : 球線源 半径 <b>1.6 cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>※2</sup></b>	遮蔽定数	線量換算係数 : ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値	個別評価対象物	評価条件	ドラム缶 (固体廃棄施設内)	酸化ウラン : <b>1 701.6 g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1= <b>1 500 g<sup>※1</sup></b> : <b>201.6 g</b> )	作業フード (1基)	酸化ウラン : <b>113.4 g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1= <b>100 g<sup>※2</sup></b> : <b>13.4 g</b> )	<p>を図るため。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・誤記修正のため。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>
評価対象	評価対象																																					
線源物質データ	酸化ウラン <b>34g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1=30g <sup>※1</sup> : <b>4g</b> )																																					
線源対象評価	ウラン及びその娘核種からのγ線																																					
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <b>7.2g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12cm</b> (ドラム缶)																																					
線源領域のモデル化	ウラン粉末 : 球線源 半径 <b>1.6cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2g/cm<sup>※2</sup></b>																																					
遮蔽定数	線量換算係数 : ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値																																					
個別評価対象物	評価条件																																					
ドラム缶 (固体廃棄施設内)	酸化ウラン <b>1 701.6g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1= <b>1 500g<sup>※1</sup></b> : <b>201.6g</b> )																																					
作業フード (1台)	酸化ウラン <b>113.4g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1= <b>100g<sup>※2</sup></b> : <b>13.4g</b> )																																					
評価対象	評価対象																																					
線源物質データ	酸化ウラン : <b>34 g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1= <b>30 g<sup>※1</sup></b> : <b>4 g</b> )																																					
評価対象線源	ウラン及びその子孫核種からのγ線																																					
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <b>7.2 g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12 cm</b> (ドラム缶)																																					
線源領域のモデル化	ウラン粉末 : 球線源 半径 <b>1.6 cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>※2</sup></b>																																					
遮蔽定数	線量換算係数 : ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値																																					
個別評価対象物	評価条件																																					
ドラム缶 (固体廃棄施設内)	酸化ウラン : <b>1 701.6 g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1= <b>1 500 g<sup>※1</sup></b> : <b>201.6 g</b> )																																					
作業フード (1基)	酸化ウラン : <b>113.4 g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44 : 1= <b>100 g<sup>※2</sup></b> : <b>13.4 g</b> )																																					



変更前			補正後			変更理由
評価対象線源	ドラム缶 (固体廃棄施設内) 作業フード (1台)	ウラン及びその娘核種からのγ線	評価対象線源	ドラム缶 (固体廃棄施設内) 作業フード (1基)	ウラン及びその子孫核種からのγ線	
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	ドラム缶 (固体廃棄施設内)	鉄 (ドラム缶; 図2中「X」) : <u>7.2g/cm<sup>3</sup></u> <u>0.12cm</u> (図2中「b」) 鉄筋コンクリート (壁) : <u>2.05g/cm<sup>3</sup></u> <u>20cm</u>	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	ドラム缶 (固体廃棄施設内)	鉄 (ドラム缶; 図2中「X」) : <u>7.2 g/cm<sup>3</sup></u> <u>0.12 cm</u> (図2中「b」) 鉄筋コンクリート (壁) : <u>2.05 g/cm<sup>3</sup></u> <u>20 cm</u>	・表現の見直し及び誤記修正のため。 ・表記の見直しを図るため。
	作業フード (1台)	鉄筋コンクリート (壁) : <u>2.05g/cm<sup>3</sup></u> <u>20cm</u> フード遮蔽考慮せず <sup>※3</sup> (図2中「X」無し、「b=0」)		作業フード (1基)	鉄筋コンクリート (壁) : <u>2.05 g/cm<sup>3</sup></u> <u>20 cm</u> フード遮蔽考慮せず <sup>※3</sup> (図2中「X」無し、「b=0」)	
線源領域のモデル化	ドラム缶 (固体廃棄施設内)	ウラン粉末: 球線源 半径 <u>5.88cm</u> (図2中「a/2」) 線源物質 : 酸化ウラン <u>2g/cm<sup>3</sup></u>	線源領域のモデル化	ドラム缶 (固体廃棄施設内)	ウラン粉末: 球線源 半径 <u>5.88 cm</u> (図2中「a/2」) 線源物質 : 酸化ウラン <u>2 g/cm<sup>3</sup></u>	・表記の見直しを図るため。
	作業フード (1台)	ウラン粉末 <sup>※4</sup> : 球線源 半径 <u>2.38cm</u> (図2中「a/2」) 線源物質 : 酸化ウラン <u>2g/cm<sup>3</sup></u>		作業フード (1基)	ウラン粉末 <sup>※4</sup> : 球線源 半径 <u>2.38 cm</u> (図2中「a/2」) 線源物質 : 酸化ウラン <u>2 g/cm<sup>3</sup></u>	
遮蔽定数	ドラム缶 (固体廃棄施設内)	線量換算係数 : ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値	遮蔽定数	ドラム缶 (固体廃棄施設内)	線量換算係数 : ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値	・表現の見直しを図るため。
	作業フード (1台)			作業フード (1基)		
※1: <u>30gU/本</u> ×廃棄物保管室2の最大保管数量50本= <u>1500gU</u> ※2: フードでの想定最大使用量 ※3: フードには開口部があるため、フードによる遮蔽は考慮しない ※4: 液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。			※1: <u>30 gU/本</u> ×廃棄物保管室2の最大保管数量50本= <u>1500 gU</u> ※2: フードでの想定最大使用量 ※3: フードには開口部があるため、フードによる遮蔽は考慮しない ※4: 液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。			
・図1 放射線業務従事者の線量計算モデル概念図 (省略) ・図2 管理区域境界の線量計算モデル概念図 (省略) ・図3 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点 (省略)			・図1 放射線業務従事者の線量計算モデル概念図 (変更なし) ・図2 管理区域境界の線量計算モデル概念図 (変更なし) ・図3 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点 (変更なし)			
(2) 評価結果 放射線業務従事者の実効線量は1日 (3h) で <u>0.6 μSv</u> 、1年間 (750h) で <u>0.1mSv</u> となり、線量告示に比べて十分低い。 管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい廃棄物保管室2における個別評価対象物の管理区域境界での線量率はドラム缶 (固体廃棄施設内) で <u>1.0 μSv/h</u> 、作業フード (1台) で <u>0.11 μSv/h</u> であり、それぞれの合計で <u>1.1 μSv/h</u> となり、500h/3月で評価した結果、			(2) 評価結果 放射線業務従事者の実効線量は1日 (3h) で <u>0.6 μSv</u> 、1年間 (750h) で <u>0.1 mSv</u> となり、線量告示に比べて十分低い。 管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい廃棄物保管室2における個別評価対象物の線量率は、ドラム缶 (固体廃棄施設内) で <u>1.0 μSv/h</u> 、作業フード (1基) で <u>0.11 μSv/h</u>			・表現の見直しを図るため。

変更前	補正後	変更理由
<p>0.55mSv/3月となり、線量告示に定める管理区域境界での実効線量である1.3 mSv/3月を超えることはない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>3.1 火災による損傷の防止 本施設は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC（軽量気泡コンクリート）である。建家の大部分は、鉄骨、鉄筋、軽量気泡コンクリート、コンクリート、石膏ボード、鋼製建具等の不燃材料で構成されており、また、建家内の設備機器類も大部分が金属その他の不燃材料で構成されているので、火災の発生するおそれは少ない。</p> <p>3.2 爆発による損傷の防止 本施設内で爆発事故の可能性のあるのは、可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。フード内で使用する可燃性有機溶媒は第四類少量未満危険物制限量以内で取り扱うとともに、フード内を換気することで爆発、引火を防止する。</p> <p>3.3 火災の拡大防止対策 仮に火災が発生したとしても、以下のような対策が施されているので、装置内の放射性物質の放出につながるような大火災となる可能性はない。 建家内各所には、消防法に基づく煙感知器を組込んだ自動火災報知設備を設けて火災の早期発見に備え、更に初期消火できるよう、油火災、一般火災及び電気火災に使用できる粉末消火器を建家内に配置している。 また、建家周辺には消防法に基づく屋外消火栓を配置しており、必要な箇所の消火と他施設からの延焼防止に備える。 建家各室内の境界壁は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC（軽量気泡コンクリート）、金属製扉等により構成されており、扉は常時閉じられているので、火災が建家内全面に広が</p>	<p>であり、それぞれの合計で1.1 μSv/hとなり、500 h/3月で評価した結果、0.55 mSv/3月となり、線量告示に定める管理区域境界での実効線量である1.3 mSv/3月を超えることはない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>3.1 火災による損傷の防止 本施設は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC（軽量気泡コンクリート）である。建家の大部分は、鉄骨、鉄筋、軽量気泡コンクリート、コンクリート、石膏ボード、鋼製建具等の不燃材料で構成されており、また、建家内の設備機器類も大部分が金属その他の不燃材料で構成されているので、火災の発生するおそれは少ない。</p> <p>3.2 爆発による損傷の防止 本施設内で爆発事故の可能性のあるのは、可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。フード内で使用する可燃性有機溶媒は、第四類少量未満危険物を制限量以内で取り扱うとともに、フード内を換気することで爆発、引火を防止する。</p> <p>3.3. 火災の拡大防止対策 仮に火災が発生したとしても、以下のような対策が施されているので、装置内の放射性物質の放出につながるような大火災となる可能性はない。 建家内各所には、消防法に基づく煙感知器を組み込んだ自動火災報知設備を設けて火災の早期発見に備え、更に初期消火できるよう、油火災、一般火災及び電気火災に使用できる粉末消火器を建家内に配置している。 また、建家周辺には消防法に基づく屋外消火栓を配置しており、必要な箇所の消火と他施設からの延焼防止に備える。 建家各室内の境界壁は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC（軽量気泡コンクリート）、金属製扉等により構成されており、扉は常時閉じられているので、火災が建家内全面に広が</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>ることはない。</p> <p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (省略)</p> <p>4. <u>立ち入りの防止</u> (省略)</p> <div data-bbox="114 451 1032 647" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> </div> <p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div data-bbox="114 810 1032 895" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (省略)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約 <u>650m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> の場所に設置しているため、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、A棟近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p>	<p>ることはない。</p> <p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (変更なし)</p> <p>4. <u>立入りの防止</u> (章題のみ変更)</p> <div data-bbox="1066 451 1984 647" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> </div> <p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div data-bbox="1066 810 1984 895" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (変更なし)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約 <u>650 m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> の場所に設置しているため、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、A棟近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。)にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。)にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 363 1010 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1077 363 1957 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 592 1010 684" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1077 592 1957 684" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <div data-bbox="129 807 1010 975" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。                  2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <div data-bbox="1077 807 1957 975" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。                  2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <div data-bbox="129 1104 1010 1181" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> </div>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <div data-bbox="1077 1104 1957 1181" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> </div>	
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <div data-bbox="129 1313 1010 1406" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> </div>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <div data-bbox="1077 1313 1957 1406" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> </div>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (変更なし)</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> <li>三 標識を設けるものであること。</li> </ul> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>本施設の貯蔵施設としてウラン貯蔵室 (A-16) があり、保管庫 1 個と、使用を終了し維持管理中の設備としてウラン保管用フード <u>1台</u>が設置されている。<u>ウラン保管用フード</u>は排風機に接続し、施設運転時は排気されている。</p> <p>核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、貯蔵室扉へ施錠の措置を講じる。</p>	<p>22. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> <li>三 標識を設けるものであること。</li> </ul> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>本施設の貯蔵施設として、<u>ウラン貯蔵室 (A-16) があり、保管庫 1 個と、使用を終了し維持管理中の設備としてウラン保管用フード <u>1基</u>が設置されており、排風機に接続し、施設運転時は排気されている。核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、貯蔵室扉へ施錠の措置を講じる。また、出入口には「貯蔵室」及び「許可なくして立入りを禁ずる」旨の表示を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の見直しを図るため。</li> <li>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、法令要求事項である記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</li> </ul>



変更前	補正後	変更理由
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p>	<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p>	
<p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物の管理方法</p> <p>本施設の気体廃棄施設として第二機械室がある。</p> <p>廃棄設備として、排気処理装置、排気口等があり、使用を終了し維持管理中の設備として、非常用排風機及び逆止弁を含む排気系統がある。非常用排風機は電源ケーブルを<b>取外し</b>起動できないよう<b>処置</b>をして保管中であり、逆止弁及びダクトは使用中の排気系統に接続しているが、逆止弁により閉止状態を維持している。</p> <p>排気系統は1系統であり、施設の排気は気体廃棄物として高性能エアフィルタを介し大気中に放出し、排気サンブラによる排気中の放射性物質をろ紙で採取し測定を行うことにより、排気中の放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>気体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>23.1.2 管理区域内の放射性物質濃度</p> <p>(1) 概要</p> <p>管理区域内における放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、「固体廃棄施設のみ の室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。評価において、保管</p>	<p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物の管理方法</p> <p>本施設の気体廃棄施設として第二機械室がある。</p> <p>廃棄設備として、排気処理装置、排気口等があり、使用を終了し維持管理中の設備として、非常用排風機及び逆止弁を含む排気系統がある。非常用排風機は電源ケーブルを<b>取外し</b>、<b>措置</b>して保管中であり、逆止弁及びダクトは使用中の排気系統に接続しているが、逆止弁により閉止状態を維持している。</p> <p>排気系統は1系統であり、施設の排気は気体廃棄物として高性能エアフィルタを介し大気中に放出し、排気サンブラによる排気中の放射性物質をろ紙で採取し測定を行うことにより、排気中の放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>気体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>23.1.2 管理区域内の放射性物質濃度</p> <p>(1) 概要</p> <p>管理区域内における放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、「固体廃棄施設のみ の室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。評価において、保管</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直し</p>

変更前	補正後	変更理由																				
<p>する固体廃棄物についてはビニールシート等で梱包し、ドラム缶等の閉じ込め性の高い金属性容器に収納するほか、容器に収納できない大型の構造物等はビニールシート等で多重に梱包する汚染拡大防止措置を施すため、容器等からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。また、使用施設において密閉状態で運転する設備についても、空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。23.1.2(2)③の評価結果より、各評価対象室の空気中の放射性物質濃度は、線量告示に定める放射性物質の濃度限度より十分に小さい。</p> <p>以下に、管理区域内の放射性物質濃度の評価の詳細を示す。</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質濃度の評価</p> <p>① 評価方法</p> <p>空気中の放射性物質濃度の評価は、RADIOISOTOPES、32、260~269(1983)<sup>(6)</sup>より、下表に示す係数を用いて、式1により算出する。</p> <table border="1" data-bbox="179 726 974 949"> <caption>表 飛散に係る要素の分類と係数</caption> <thead> <tr> <th>飛散に係る要素の分類</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種 (<sup>235</sup>U、<sup>238</sup>U) による飛散率/日<sup>※1</sup></td> <td>10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>式1：空気中の放射性物質濃度=(取扱量×飛散率×物理形態係数×取扱行為係数×閉じ込め性による係数×比放射能)÷(1時間あたりの排気量×作業時間)</p> <p>なお、一日あたりの作業時間は8時間とし、天然ウランの比放射能は、2.615×10<sup>4</sup>Bq/g Uとする。</p> <p>※1：RADIOISOTOPES、32、260~269(1983)<sup>(6)</sup>では、<sup>235</sup>U、<sup>238</sup>Uは、グループ4に分類されており、グループ1、2、3より安全な核種とされている。本文献では、第4グループの飛散率の記載がないため、第3グループの飛散率である10<sup>-7</sup>を使用する。</p> <p>② 評価対象室及び評価条件</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室1である。本室には、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室2である。本室の評価条件を以下に示す。</p>	飛散に係る要素の分類	係数等	核種 ( <sup>235</sup> U、 <sup>238</sup> U) による飛散率/日 <sup>※1</sup>	10 <sup>-7</sup>	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>する固体廃棄物についてはビニールシート等で梱包し、ドラム缶等の閉じ込め性の高い金属性容器に収納する。また、容器に収納できない大型の構造物等はビニールシート等で多重に梱包する等の汚染拡大防止措置を施すため、容器等から空気中への放射性物質の漏えいは無いものとする。また、使用施設において密閉状態で運転する設備についても、空気中への放射性物質の漏えいは無いものとする。23.1.2(2)③の評価結果より、各評価対象室の空気中の放射性物質濃度は、線量告示に定める放射性物質の濃度限度より十分に小さい。</p> <p>以下に、管理区域内の放射性物質濃度の評価の詳細を示す。</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質濃度の評価</p> <p>① 評価方法</p> <p>空気中の放射性物質濃度の評価は、RADIOISOTOPES、32、260~269(1983)<sup>(6)</sup>より、下表に示す係数を用いて、式1により算出する。</p> <table border="1" data-bbox="1153 726 1948 949"> <caption>表 飛散に係る要素の分類と係数</caption> <thead> <tr> <th>飛散に係る要素の分類</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種 (<sup>235</sup>U、<sup>238</sup>U) による飛散率/日<sup>※1</sup></td> <td>10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>式1：空気中の放射性物質濃度=(取扱量×飛散率×物理形態係数×取扱行為係数×閉じ込め性による係数×比放射能)÷(1時間当たりの排気量×作業時間)</p> <p>なお、一日当たりの作業時間は8時間とし、天然ウランの比放射能は、2.615×10<sup>4</sup> Bq/g Uとする。</p> <p>※1：RADIOISOTOPES、32、260~269(1983)<sup>(6)</sup>では、<sup>235</sup>U、<sup>238</sup>Uは、グループ4に分類されており、グループ1、2、3より安全な核種とされている。本文献では、第4グループの飛散率の記載がないため、第3グループの飛散率である10<sup>-7</sup>を使用する。</p> <p>② 評価対象室及び評価条件</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室1である。本室には、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無いものとする。</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室2である。本室の評価条件を以下に示す。</p>	飛散に係る要素の分類	係数等	核種 ( <sup>235</sup> U、 <sup>238</sup> U) による飛散率/日 <sup>※1</sup>	10 <sup>-7</sup>	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>を図るため。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>
飛散に係る要素の分類	係数等																					
核種 ( <sup>235</sup> U、 <sup>238</sup> U) による飛散率/日 <sup>※1</sup>	10 <sup>-7</sup>																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					
飛散に係る要素の分類	係数等																					
核種 ( <sup>235</sup> U、 <sup>238</sup> U) による飛散率/日 <sup>※1</sup>	10 <sup>-7</sup>																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					

変更前	補正後	変更理由
<p>・固体廃棄施設について、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の<u>漏洩</u>は無いものとする。</p> <p>・液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。なお、沈澱分離操作は化学反応を伴うため取扱行為による係数は「10」とし、本作業はフード内で行うため閉じ込め性による係数は「0.1」とする。本施設の作業フード（<u>1台</u>）にて、ウラン粉末をウラン量で<u>0.1kg</u>（想定される最大使用量）取り扱うとし、本室内の排気量を<u>5.083m<sup>3</sup>/h</u>（実測値）として評価する。</p> <p>③ 評価結果</p> <p>上記①②を基に、「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」の空気中の放射性物質濃度の評価を行った結果は以下の通りであり、線量告示に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度である<math>3 \times 10^6 \text{ Bq/cm}^3</math>を超えることはない。なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくの影響はない。</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の<u>漏洩</u>は無し</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固体廃棄施設 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の<u>漏洩</u>は無し</li> <li>・液体廃棄施設 : <math>6.4 \times 10^{-11} \text{ Bq/cm}^3</math></li> </ul> <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設の液体廃棄施設として廃棄物保管室2（A-12）、A棟廃水受槽、送水ピットがある。また、上限警報装置（A棟廃水受槽、フロート式）、フード（廃棄物保管室2）等の設備がある。</p> <p>実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、数量のまとまった時点で化学処理してウランを<u>沈澱分離し</u>、上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。<u>沈澱物</u>については、ビニル袋に<u>収納</u>の上、<u>200L</u>ドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、線量告示で定める濃度限度以下にして新川へ放出する。</p> <p>なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、<u>運搬</u>までの間、受皿等の<u>漏えい対策</u>を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p> <p>液体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p>	<p>・固体廃棄施設について、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の<u>漏えい</u>は無いものとする。</p> <p>・液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。なお、沈澱分離操作は化学反応を伴うため取扱行為による係数は「10」とし、本作業はフード内で行うため閉じ込め性による係数は「0.1」とする。本施設の作業フード（<u>1基</u>）にて、ウラン粉末をウラン量で<u>0.1 kg</u>（想定される最大使用量）取り扱うとし、本室内の排気量を<u>5.083 m<sup>3</sup>/h</u>（実測値）として評価する。</p> <p>③ 評価結果</p> <p>上記①②を基に、「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」の空気中の放射性物質濃度の評価を行った結果は以下のとおりであり、線量告示に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度である<math>3 \times 10^6 \text{ Bq/cm}^3</math>を超えることはない。なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくの影響はない。</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の<u>漏えい</u>は無し</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固体廃棄施設 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の<u>漏えい</u>は無し</li> <li>・液体廃棄施設 : <math>6.4 \times 10^{-11} \text{ Bq/cm}^3</math></li> </ul> <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設の液体廃棄施設として廃棄物保管室2（A-12）、A棟廃水受槽、送水ピットがある。また、上限警報装置（A棟廃水受槽、フロート式）、フード（廃棄物保管室2）等の設備がある。</p> <p>実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、数量がまとまった時点で化学処理した<u>後</u>、ウランを<u>沈澱分離する</u>。上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。<u>沈澱物</u>については、ビニル袋に<u>密封した</u>後、<u>200 L</u>ドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、線量告示で定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。</p> <p>なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、<u>搬出</u>までの間、受皿等の<u>漏えい防止対策</u>を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p> <p>液体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・SI単位への表記に記載を統一するため。</p>

変更前	補正後	変更理由								
<p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設のウラン系固体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物保管室 1 (A-11)、廃棄物保管室 2 (A-12)がある。</p> <p>施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>なお、固体廃棄物は金属製の容器又は金属製保管庫に入れ、運搬までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、詰め替えを行う。</p> <p>固体廃棄物の処理及び保管については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>施設内の各固体廃棄施設での保管数量は、次表のとおりである。なお、各保管能力はウラン廃棄物処理施設の内数である。</p> <table border="1" data-bbox="181 719 1008 853"> <thead> <tr> <th>保管場所の名称</th> <th>保管能力 (200L ドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管室 1、2</td> <td>50本 (廃棄物保管室 1、2 の保管数量の合計)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p>	保管場所の名称	保管能力 (200L ドラム缶換算)	廃棄物保管室 1、2	50本 (廃棄物保管室 1、2 の保管数量の合計)	<p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設のウラン系固体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物保管室 1 (A-11)、廃棄物保管室 2 (A-12)がある。</p> <p>施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>なお、固体廃棄物は金属製の容器又は金属製保管庫に入れ、運搬までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、詰め替えを行う。</p> <p>固体廃棄物の処理及び保管については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>施設内の各固体廃棄施設での保管数量は、次表のとおりである。なお、各保管能力はウラン廃棄物処理施設の内数である。</p> <table border="1" data-bbox="1131 719 1957 853"> <thead> <tr> <th>保管場所の名称</th> <th>保管能力 (200 L ドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管室 1、2</td> <td>50本 (廃棄物保管室 1、2 の保管数量の合計)</td> </tr> </tbody> </table> <p>23.4 標識の設置</p> <p>23.4.1 廃棄施設の標識</p> <p>廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「<u>廃棄施設</u>」及び「<u>許可なくして立入りを禁ず</u>」を記載する。</p> <p>23.4.2 排気及び排水設備の標識</p> <p>排気及び排水設備には、日本産業規格による放射能標識に「<u>排気設備</u>」、「<u>排水設備</u>」並びに「<u>許可なくして触れることを禁ず</u>」を記載した標識を設ける。</p>	保管場所の名称	保管能力 (200 L ドラム缶換算)	廃棄物保管室 1、2	50本 (廃棄物保管室 1、2 の保管数量の合計)	<p>・ S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・ 既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変更はなくなり、設計変更及び工事も伴わない。</p>
保管場所の名称	保管能力 (200L ドラム缶換算)									
廃棄物保管室 1、2	50本 (廃棄物保管室 1、2 の保管数量の合計)									
保管場所の名称	保管能力 (200 L ドラム缶換算)									
廃棄物保管室 1、2	50本 (廃棄物保管室 1、2 の保管数量の合計)									

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>25. 監視設備 (変更なし)</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>26. 非常用電源設備 (変更なし)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>27. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 331 1012 475" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第二十九条 使用前検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該使用前検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div> <p>参考文献 (省略)</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1079 331 1962 475" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第二十九条 使用前検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該使用前検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div> <p>参考文献 (変更なし)</p>	

# 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

## 新 旧 対 照 表

本 文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～8

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～18

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添2-1～5

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に  
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

B棟

新旧対照表

B 棟 本 文

変更箇所を \_\_\_\_\_ で示す。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 使用施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>7-1 使用施設の位置</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 使用施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>7-1 使用施設の位置</p>	
<p>使用施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の東方には再処理施設、北方には事務管理棟、安全管理棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 <u>650m</u>、海拔約 <u>8.5m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、<u>海拔約 8.5m</u> の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、<u>建屋</u>は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 実験室 1、実験室 3、実験室 4、実験室 5、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2 等がある。 本施設の平面図を図 7-1-1 に示す。</p>	<p>使用施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の東方には再処理施設、北方には事務管理棟、安全管理棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 <u>650 m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、<u>海拔約 8.5 m</u> の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、<u>建家</u>は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 実験室 1、実験室 3、実験室 4、実験室 5、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2 <u>など</u>がある。 本施設の平面図を図 7-1-1 に示す。</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>